

愛知県産業廃棄物税検討会議設置運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、愛知県産業廃棄物税条例(平成17年3月22日条例第7号)(以下「条例」という。)に基づき、条例の施行の状況及び条例の規定について専門家の意見を聴くために開催する愛知県産業廃棄物税検討会議(以下「検討会議」という。)の設置及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2 検討会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 愛知県産業廃棄物税のあり方
- (2) 愛知県産業廃棄物税の有効な用途

(組織)

第3 検討会議は、県が別に定める者を委員として組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(座長)

第4 検討会議には座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、検討会議の議事の取りまとめを行う。
- 3 座長に事故、その他職務を行うことができない時は、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5 検討会議は、座長が招集する。

- 2 座長及び副座長を除く各委員がやむを得ない理由で出席できない場合は、代理者の出席をもってこれに替えることができる。
- 3 座長が必要と認めるときは、検討会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 検討会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該検討会議が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。
 - (1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査検討等を行う場合
 - (2) 検討会議を公開とすることにより、検討会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 5 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第6 会議録の全文又は要旨は、検討経過等が明確となるよう必ず作成し、座長の指名した2名以上の委員から署名を受け、5年以上保存すること。

(会議結果の公表)

第7 会議の終了後は、速やかに当該会議の名称、開催日時、開催場所、議題、審議の概要、出席者数、傍聴者数、問い合わせ先等を記載した議事概要を、不開示情報に該当するものを除き、会議資料、その概要その他の議事概要を理解する上で必要なものと合わせて公表するものとする。

2 会議録を作成したときは、その公表に努めるものとする。

(庶務)

第8 検討会議の庶務は、環境局資源循環推進課において処理する。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成21年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。